

大川市議会第5回定例会会議録

平成20年12月12日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	古賀龍彦	10番	中村博満
2番	箴島かおる	11番	福永寛
3番	平木一朗	12番	石橋正毫
4番	吉川一寿	13番	神野恒彦
5番	石橋忠敏	14番	古賀勝久
6番	今村幸稔	15番	古賀光子
7番	中村武彦	16番	川野栄美子
8番	井口嘉生	17番	山田廣登
9番	岡秀昭	18番	佐藤操

欠席議員

なし

2.地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市	長	植木光治				
副市	長	西茂己				
教	育	長	石橋良知			
会	計	管	理	者	武下博子	
(兼)会	計	課	長			
消	防	長				
(兼)警	防	課	長	柿添新一		
人	事	秘	書	課	長	古賀良成
総	務	課	長	酒見隆司		

企 画 課 長	古 賀 文 博
税 務 課 長	古 賀 重 敏
農 業 水 産 課 長	木 下 修 二
(併) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	
上 下 水 道 課 長	川 野 徳 秀
学 校 教 育 課 長	鐘 ケ 江 謙
監 査 事 務 局 長	古 賀 憲 二
(併) 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	

3 . 本 議 会 の 書 記 は 次 の と お り で あ る 。

議 会 事 務 局 長	岡 啓 介
議 会 事 務 局 書 記	永 尾 龍 之 介
議 会 事 務 局 書 記	石 橋 英 治
議 会 事 務 局 書 記	仁 田 原 敏 雄

4 . 付 議 事 件

1 . 委 員 長 報 告

1 . 質 疑 、 討 論 、 採 決

1 . 追 加 議 案 の 上 程

議案第70号 大川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

1 . 質 疑 、 討 論 、 採 決

(議 案 第 70 号)

1 . 閉 会 中 の 所 管 事 項 継 続 調 査 の 件

1 . 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

1 . 閉 会 の 宣 告

午 前 9 時 30 分 開 議

議 長 (井 口 嘉 生 君)

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

それでは、総務委員会に付託しておりました議案第54号 大川市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外2件を一括議題といたします。

これから、総務委員会における審査の経過並びに結果について、総務委員長の報告を求めます。総務委員長、中村武彦君。

総務委員長（中村武彦君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は、総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第54号 大川市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外2件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、議案第54号 大川市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、人事院規則の改正により国家公務員の勤務時間制度において、平成18年7月から休息時間が廃止されたことに伴い、本市においても休息時間を廃止するものであり、平成21年4月1日から実施とのことであります。

委員会では、「少なくとも」の語句の意味合いについてただしたところ、現在の、いわゆる昼休み時間は、休憩時間が12時から12時45分までの45分間、休息時間が12時45分から13時までの15分間となっている。「少なくとも」という語句が入っていない場合、休息時間を廃止することにより休憩時間を45分以上にする選択肢がなくなる。したがって、柔軟性を持たせるため「少なくとも」という語句を入れることにより、例えば休憩時間を1時間にすることも可能となり、労働基準法の規定にも合致することになる。休憩時間を45分にするか1時間にするかは自治体により異なっており、1時間にする場合は開庁時間にも影響するので、今回の条例改正後、関係規則の改正を行うこととなる。また、近隣市で休息時間の廃止が終わっていないのは、大牟田市、柳川市、うきは市である旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第55号 平成20年度大川市一般会計補正予算について、御報告申し上げます。

説明によりますと、今回の補正は、歳入歳出予算を55,918千円追加し、財源として、歳出

に見合う県支出金及び繰越金をもって充当するもので、予算総額を12,487,364千円とし、あわせて債務負担行為の補正を行うものであります。

まず、各款に計上している人件費は、人事異動等による人件費の調整であります。次に、各款における補正の主なものについて御報告申し上げます。

2款・総務費については、総合計画審議会委員報酬213千円、平成19年度生活保護費国庫負担金返還金等22,728千円が、3款・民生費には、福岡県障害者自立支援臨時対策事業に伴う相談支援充実・強化事業委託料1,700千円、後期高齢者医療事業特別会計事務費繰出金6,233千円、介護保険地域支援事業繰出金854千円、老人保護措置費委託料7,661千円、養護老人ホーム明光園指定管理料1,463千円及び乳幼児医療費助成費8,140千円が計上されております。

次に、6款・農林水産業費には、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金35,220千円、施設園芸省エネ技術導入事業費補助金292千円、水産業振興対策事業費補助金526千円が、8款・土木費には、下水道事業特別会計繰出金について、1,229千円が減額して計上されております。

また、債務負担行為の補正につきましては、燃油・飼料価格高騰緊急支援資金利子補給の農業分及び漁業分について、必要な期間及び限度額の設定がなされております。

以下、委員会で交わされました主な質疑、意見等について申し上げます。

まず、6款3項2目・水産業振興費の補正内容についてただしたところ、水産業振興対策事業費補助金については、有明海漁連が購入した8台の顕微鏡について総事業費8,849千円のうち県が4,210千円、3市が2,100千円、有明海漁連が2,530千円程度の負担となり、そのうち大川市内の漁協、大川と上新田に導入された2台に対する補助であり、大川市の負担は526千円である。また、燃油・飼料価格高騰緊急支援資金利子補給金については、燃油高騰により漁業者が経営に圧迫を来し、セーフティーネット資金の借入れをした場合に利子補給をするものであり、基準金利1.7%の半分を県と市が負担するもので、末端金利は0.85%となる。事業は2年間で利子補給期間は3年、借入金総額は30,000千円を想定しており、今年の12月31日までの利息を計上している旨の答弁がなされました。

次に、6款1項3目・農業振興費の活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金の内容についてただしたところ、認定農業者及び集落営農組織等が、収益が高く活力ある園芸産地を目指し、先進技術の導入や省力化施設の整備を行う場合、それに伴う経費に対し助成するも

ので、この事業は県の補助事業である。今回、青ネギ生産農家3戸で組織された組合から申請がっており、総事業費76,943千円のうち県が約半額の35,220千円を補助し、残りを組合が負担するもので、市の負担はない旨の答弁がなされ、さらに投資に見合う売り上げがあるのか見通しをただしたところ、県と協議して決定しているので、採算がとれることで実施する旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第68号 平成20年度大川市一般会計補正予算について、御報告申し上げます。

説明によりますと、今回の補正は、歳入歳出予算を79,066千円追加し、財源として、歳出に見合う国庫支出金、繰越金、市債をもって充当するもので、予算総額を12,566,430千円とし、あわせて地方債の補正を行うものであります。

以下、各款における補正について、御報告申し上げます。

3款・民生費には、出産育児一時金の改正に伴う国民健康保険事業特別会計繰出金806千円が、7款・商工費には、国、県の緊急経済対策に伴い、本市の中小企業対策として中小企業緊急金融支援利子補給金11,250千円が、8款・土木費には、郷原一木線の事業促進を図るため工事請負費50,467千円、公有財産購入費12,282千円などが計上されております。地方債の補正については、道路橋梁整備事業について限度額を266,900千円に補正するものであります。

以下、委員会で交わされました主な質疑、意見等について申し上げます。

まず、7款1項2目・商工業振興費の中小企業緊急金融支援利子補給金についてただしたところ、市内中小企業者の緊急金融対策として、11月の融資実行ベースで35件、889,000千円だったことから、月に約9億円の融資申請を見込み、新たに融資を受けられた本年11月から来年3月末までに想定される払い込み済みの利子について、融資利率のうち1.0%分を補給する予定である。また、融資の相談窓口は、市内金融機関と商工会議所で行い、大川市の認定を受け、県信用保証協会で行う旨の答弁がなされました。

次に、8款2項3目・道路新設改良費について、郷原一木線の工事予算については当初予算に計上する必要があったのではないかとただしたところ、用地交渉が停滞しており見通しが立っていなかったため計上していなかった旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきもの

と決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

議長（井口嘉生君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから、総務委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第54号 大川市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長の報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号 平成20年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号 平成20年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第56号 平成20年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算外5件を一括議題といたします。

これから、文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について、文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、古賀光子君。

文教厚生委員長（古賀光子君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は、文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第56号 平成20年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算外5件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、議案第56号 平成20年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算について、御報告申し上げます。

今回の補正は、職員の異動等による人件費の調整のほか、退職被保険者等療養給付費や高額療養費等に不足が見込まれるため、これらに要する経費、合計80,452千円を補正しようとするもので、この財源としては、歳出に見合う国庫支出金、療養給付費等交付金及び繰越金等をもって充当し、予算総額を4,906,519千円とするとのことであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第59号（209ページで訂正） 平成20年度大川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、御報告申し上げます。

今回の補正は、職員の異動等による人件費の調整や後期高齢者医療制度の改正に伴うシステム改修費に要する経費として、一般管理費6,233千円を補正しようとするもので、この財源としては、繰入金をもって充当し、予算総額を469,233千円とするとのことであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第58号 平成20年度大川市介護保険事業特別会計補正予算について、御報告申し上げます。

今回の補正は、介護保険事業勘定において、職員の異動等による人件費の調整や、介護保険制度の改正に伴うシステムの改修費2,646千円のほか、地域支援事業である配食サービス事業委託料1,909千円及び紙おむつ給付事業費用2,308千円の不足が見込まれるため、これらに要する経費、合計5,543千円を補正しようとするものであり、この財源としては、国庫支出金、県支出金及び繰入金をもって充当し、介護保険事業勘定の予算総額を2,756,603千円とするとのことであります。

委員会では、配食サービス事業の利用状況をただしたところ、19年度実績で、1食当たりの自己負担300円と市の助成が300円で、月曜から金曜までの平日に実人員205人、延べ1,792人に対し、年間3万2,755食を配食した旨の答弁がなされました。

次に、紙おむつ給付事業の利用状況をただしたところ、在宅で寝たきりや認知症等でおむつが必要な方を対象として、介護される家族の負担を考慮し、月額5千円相当分を上限に種類や数量等を申し込んでいただき、市の指定店から自宅へ紙おむつを配達する方法で給付しており、19年度実績で、実人員219人、延べ1,718人の方が利用された旨の答弁を受け、委員からは、紙おむつをつける本人の負担と同じく、介護する家族の負担も想像以上であり、紙おむつの助成効果がさらに上がるよう利用者の声を把握してもらいたい旨の要望に対し、申し込み時に記入していただく利用申請書とあわせて、利用者の要望等の把握に努めたい旨の答弁がなされました。

委員会では、そのほか詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第61号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、御報告申し上げます。

本案は、新しい後期高齢者医療制度は、国の制度の見直しもあり、まだ制度として安定していないことなどを理由に、福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員定数について、立ち上げ期の暫定的な経過措置をさらに2年間延長するとともに、同連合に対し構成市町村が負担する事務費負担金の負担割合を、半年を経た実績を踏まえ、市町村間の公平を図るべく改めようとするものであり、それらに関する規約の変更について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

委員会では、負担割合の見直しに伴って本市の負担額はどうなるのかただしたところ、試算してみると、均等割が2%から7%になることに伴い、1,100千円程度増加するものの、高齢者人口割や全体的な人口割の減少分を差し引くと、500千円程度の負担増となる旨の答弁を受けたほか、詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第67号 大川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

本案は、平成21年1月1日からの産科医療補償制度の開始にあわせ、現行の出産育児一時

金に、同補償制度の保険料に見合う30千円を上限とした加算を可能とする規定を設けることや、退職医療制度の改正に伴い、国保運営協議会委員に被用者保険等を代表する委員を選任する規定を削除するなど、所要の改正を行うものであります。

委員会では、産科医療補償制度の補償対象についてただしたところ、先天性要因等を除き、原則、出生体重2,000グラム以上かつ在胎週数を33週以上の分娩で脳性麻痺となった場合、帝王切開や無痛分娩などの分娩方法にかかわらず補償対象となり、その補償金額は30,000千円である旨の答弁がなされました。

また、委員からは、補償の対象となるようなことが起こらないことが一番望ましいが、制度ができたことは一步前進であり、新しい制度を広く周知することに努めていただきたい旨の要望がなされたほか、詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第69号 平成20年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算について、御報告申し上げます。

今回の補正は、先ほど御報告いたしました議案第67号に関連する出産育児一時金の加算分や対象件数の増加見込み分について、合計1,210千円を補正しようとするもので、この財源としては、国庫支出金及び繰入金をもって充当し、予算総額を4,907,729千円とするとのこととあります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

議長（井口嘉生君）

15番。

文教厚生委員長（古賀光子君）

済みません。「議案第57号」を「59号」と申し上げたそうですので、ここで訂正させていただきます。

議長（井口嘉生君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから、文教厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第56号 平成20年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号 平成20年度大川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号 平成20年度大川市介護保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号 大川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号 平成20年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、産業建設委員会に付託しておりました議案第59号 平成20年度大川市下水道事業特別会計補正予算外3件を一括議題といたします。

これから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について、産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長、佐藤操君。

産業建設委員長（佐藤 操君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は、産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第59号 平成20年度大川市下水道事業特別会計補正予算外3件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、議案第59号及び議案第60号の両議案につきましては、人事異動等に伴う人件費の調整を行うものであり、一括して御報告申し上げます。

議案第59号 平成20年度大川市下水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,229千円減額し、959,771千円（213ページで訂正）とするものであります。

次に、議案第60号 平成20年度大川市上水道事業会計補正予算につきましては、1款1項、営業費用を2,365千円増額し、この結果、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります職員給与費を82,623千円にしようとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、両議案とも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第62号 市道路線の廃止について及び議案第63号 市道路線の認定について、

御報告申し上げます。

議案書に記載されておりますとおり、今回の市道路線の廃止は1路線で、認定は4路線であります。委員会といたしましては、路線の実情を把握しておく必要があるため、現地調査を行い、審査を進めたところであります。

説明によりますと、廃止路線前田ノ四線は、関係する地権者が同一であることから払い下げの要望が出ているため廃止をしようとするものであります。次に、認定路線大橋中木室向ノ内線は、国道442号バイパスの開通に伴い、国道442号について大橋地区のバイパス始点から大木町境までを認定しようとするものであり、上碓1号線は、花宗川改修事業に伴い、その管理道路として整備予定である道路について、先行して市道認定をしようとするものであります。また、木ノ元線及び宮ノ内線については、寄附採納に伴い新たな市道として認定をしようとするものであります。

委員会では、認定路線の大橋中木室向ノ内線について、国道422号（213ページで訂正）バイパスの開通に伴う市道認定であり、市道認定の後に補修が行われるとの話であるが、この路線は橋や側溝などの整備がかなり必要だと考えられる。その費用は県が負担するのか、市が負担するのかただしたところ、現在でも一部の橋の補強工事が行われているが、橋梁のかけかえや補強などの補修は県費で行っていただく。あくまでも国道と市道のダブル認定となるもので、整備や維持管理は市に移管が行われるまでは県の方で行っていく旨の答弁がなされ、さらに、ダブル認定ということだが正式に市道だけになるのはいつごろの見通しかただしたところ、その時期は定かではないが、補修が終わった時点と伺っている旨の答弁がなされました。

次に、大木町では八女、筑後と協議をしてから町道に移すと聞いているが、大川市では先行して市道認定を行うのかただしたところ、この件については県柳川土木事務所との協議の結果、できるだけ早い時期に認定をしていただきたいということであり、大川市としては12月議会に提案をしたところであるが、今後、なお関係市町村とは連携をとりながら進めたい旨の答弁がなされました。

委員会では、補修の必要な箇所をきちんとリストアップし、文書等で県の方に申し入れを行っていただくよう要望がなされ、採決の結果、両議案とも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

議長（井口嘉生君）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから、産業建設委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。14番。

14番（古賀勝久君）

極めて重要なことではございませんが、産業経済委員長の報告の1ページ目の下から10行目「国道442号バイパスの開通に伴う」というくだりがございますが、そのところで「国道422」とおっしゃられました。これは「442」の間違いではないかと思えます。

以上です。

議長（井口嘉生君）

委員長。

産業建設委員長（佐藤 操君）

「国道442」であります。

議長（井口嘉生君）

そういうことで。

ほかにございませんか。委員長。

産業建設委員長（佐藤 操君）

「5億」を「9億」と申し上げたそうでございますので、これも訂正します。済みません。

議長（井口嘉生君）

ほかに質疑の通告はございませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第59号 平成20年度大川市下水道事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号 平成20年度大川市上水道事業会計補正予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号 市道路線の廃止についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、この際、お諮りいたします。本日、本市市議会議員中村武彦君外3名から、議案第70号 大川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての議案の提出がなされ、これを受理いたしましたので、この際、御報告申し上げるとともに、これを本日の日程に追加し、直ちに上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、議案第70号 大川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

議案を局長に朗読いたさせます。局長。

議会事務局長（岡 啓介君）

朗読いたします。市議会議案書の1ページをお開き願います。

議案第70号

大川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
標記の規則案を別紙のとおり提出する。

平成20年12月12日

提出者 大川市議会議員
中 村 武 彦
古 賀 光 子
佐 藤 操
中 村 博 満

大川市議会会議規則の一部を改正する規則

大川市議会会議規則（昭和42年大川市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第7章 議員の派遣

第158条（議員の派遣）

第8章 補則

第159条（会議規則の疑義に対する措置）」を

「第7章 協議又は調整を行うための場

第158条（協議又は調整を行うための場）

第8章 議員の派遣

第159条（議員の派遣）

第9章 補則

第160条（会議規則の疑義に対する措置）」に改める。

第8章中第159条を第160条とし、同章を第9章とし、第7章中第158条を第159条とし、同章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第158条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

- 2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第158条関係）

名 称	目 的	構 成 員	招集権者
議員協議会	議案の審査又は議会の運営に関し 協議又は調整を行うため	全議員	議長
委員長会	議案の審査又は議会の運営に関し 協議又は調整を行うため	正副議長 委員長	議長
総務委員研究会	議案の審査又は議会の運営に関し 協議又は調整を行うため	総務委員	総務委員長
文教厚生委員研 究会	議案の審査又は議会の運営に関し 協議又は調整を行うため	文教厚生委員	文教厚生委員長
産業建設委員研 究会	議案の審査又は議会の運営に関し 協議又は調整を行うため	産業建設委員	産業建設委員長

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

次に、この際、お諮りいたします。ただいま議題としております議案第70号については、さきの定例議員協議会において既に協議をいただいておりますので、提案理由の説明及び委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、これからただいま議題となっております議案第70号について質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告を願います。14番。

14番（古賀勝久君）

最終議会のきょう、提案されたことは決して違法ではありませんし、当然のことであろうと思っておりますが、全協で協議したとはいえ、私たちには何の資料もなく、ただ議会事務局長の報告、内容説明のみであります。これでは正常な議論ができませんので、意見としまして、これからはやはりやむを得ない場合を除いて早目に提出していただくことを願います。

議長（井口嘉生君）

局長。

議会事務局長（岡 啓介君）

質疑にお答えいたしますが、これは11月の全協に資料をお配りして御説明をいたしまして、そして、議員各位の御了承をいただいているものと思っております。ございまして、資料がその全協のときと全く同じ資料を差し上げて私が朗読し、御了解いただいているものと思えます。

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

14番。

14番（古賀勝久君）

質疑の発言は2回まででしょう。（「3回まで」と呼ぶ者あり）3回まででございますか。全協は議決権がありません。任意の会議でございます。議決をする前にちゃんとした資料をそろえるのが当然ではないかと思いますが、いかがですか。

議長（井口嘉生君）

局長。

議会事務局長（岡 啓介君）

先ほどちょっと申しましたように全協で資料を差し上げておまして、そして御説明し、再度申しますけれども、御理解いただいているものというふうに思っています、追加議案として提案させていただいた次第でございます。

以上です。

議長（井口嘉生君）

14番。

14番（古賀勝久君）

私は3回目の発言をしておりますが、願っていることでございますので、全協とこことを同一に考えてもらっては困ります。本会議を同一に考えてもらっては困ります。本会議は本会議でちゃんとした筋の通った議論、質問、議決を行うべきではないかと思えます。

以上です。

議長（井口嘉生君）

ほかに質疑の通告はございませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方はこの際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

それでは、議案第70号 大川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、閉会中の所管事項継続調査の件を議題といたします。この件につきましては、先ほどの大川市議会会議規則の一部改正に関連して、議会運営委員長から議会の運営に関する事項及び議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について、次の定例会まで閉会中の継続調査の申し出がっております。よって、議会運営委員長の申し出のとおり付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。18番佐藤操君、1番古賀龍彦君、以上2名を指名いたします。

以上で本定例会の議事はすべて終了いたしました。

ここで、一言ごあいさつを申し上げます。

本年最後の定例会は、去る1日に招集されて以来、議員各位には連日熱心に御審議を賜り、また、執行部におかれましても温かい御配慮をいただき、本日まで12日間にわたる日程を滞りなく終了いたしましたことを、衷心より厚くお礼申し上げます。

さて、昨今の経済情勢を見ますと、アメリカのサブプライム・ローン問題に端を発する世界同時株安、金融不安拡大により、国内においても急激な円高と雇用不安による深刻な影響が出ております。

同様に、本市においても、家具関連会社が倒産するなど予断を許さない状況であり、加えて、依然として個人消費は低迷し、雇用状況もなお厳しく、いまだ景気回復の見通しが立たない現状にあります。

また、このような景気低迷による税収の落ち込みなどにより、厳しい市政運営を強いられ

ていますが、一方では、地場産業の振興はもとより、少子・高齢化社会への対応や都市基盤整備を初め、市民生活に身近な行政需要の増大に対し、積極的な事業展開が求められているところでもあります。

議会も行政も果たす目的は1つ、市民の幸せを図ることです。そのため、互いに切磋琢磨しながら、市民の幸せのため、車の両輪のごとき関係を保ちながら、議会として精いっぱい機能を果たしてまいりたいと、意を新たにしているところでございますので、皆様方の御協力を切にお願いいたします。

ことしも余すところ、残りわずかとなりました。これから寒さが本格的に厳しくなる折から、皆様におかれましてはくれぐれも御自愛いただき、輝かしい新年を迎えられますことを心から御祈念申し上げまして、ごあいさついたします。

なお、ここで市長から発言の申し出がっておりますので、この際、お願いいたします。植木市長。

市長（植木光治君）

議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会に提案をいたしました議案は、追加議案も含めまして17件でありましたが、議員の皆様方には慎重に御審議を賜り、御議決いただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。また、議員の皆様から審議の過程において賜りました御意見や御助言につきましては、十分に尊重しながら、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えております。

ただいま議長のごあいさつにもありましたように、日本経済はかつてない危機に瀕しており、そのことは、基幹産業を初めとした本市経済の活動や財政、そして、市民生活にも厳しい逆風となっているものであります。

このような中で、私どもは産業の再生はもとより、都市基盤の整備、社会福祉関連施策、環境施策並びに財政問題など、本市を取り巻く重要課題に対し、正面から取り組んでまいらなければなりません。年末を控え、地域の中小企業を取り巻く環境は依然として厳しいものがあり、今議会でも金融支援策として関連の補正予算を御議決いただいたところであります。市では現在、セーフティーネットの認定作業を行っておりますが、本制度に対しては企業の期待を強く感じているところでございます。

よって、ことしの年内の業務は26日まででございますが、現下の状況を考慮し、29日、30

日にも窓口を開いて認定申請の受付業務を行うことといたしたところであります。厳しい状況にある市民の皆様とともに、少しでも痛みを分かち合う心を職員ともども共有して、この難局に向き合ってまいります。そのようなことを思いながら、今後とも三役を初め、職員一丸となって大川再生のための努力を重ねてまいりますので、議員の皆様のお一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

ことしも残すところあとわずかとなりましたが、議員の皆様には健康に御留意をいただき、御家族ともども健やかな新年をお迎えいただきますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（井口嘉生君）

ありがとうございました。

これにて平成20年第5回大川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時28分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長

大川市議会議員

大川市議会議員